



令和2年度 青梅市 学童保育のしおり

- 1 本しおりは、必ずお読みください。
- 2 本しおりの内容は、条例等の改正により変更する場合があります。
- 3 申請等の手続きには、朱肉を使用する印鑑をお持ちください。
- 4 郵送による申請書等の受付はできません。
- 5 各手続きの申請期限が土曜日・日曜日または祝日の場合は、直前の平日が申請期限です。
- 6 青梅市学童保育所の管理運営は、指定管理者が実施します。

※ ご不明な点は、青梅市子育て推進課へお問い合わせください。

【発行・問合せ先】

青梅市子ども家庭部子育て推進課子育て推進係（市役所1階12番窓口）

電話 0428-22-1111（内線2142）

時間 午前8時30分から午後5時まで（木曜日は午後8時まで）

もくじ



1	指定管理者制度について	P 1
2	青梅市学童保育所一覧	P 2
3	保育について	P 4
	（1）入所の対象	P 4
	（2）特別な支援を必要とする児童	P 4
	（3）開所日	P 4
	（4）延長保育	P 5
	（5）土曜保育	P 5
4	費用について	P 6
	（1）基本費用	P 6
	（2）納付	P 6
	（3）減免	P 6
	（4）減免の注意点	P 7
5	入所申請について	P 8
	（1）入所要件	P 8
	（2）会社経営・個人事業主等の方	P 9
	（3）添付書類の注意点	P 9
	（4）入所申請に必要な書類	P 10
	（5）年度途中の入所申請	P 10
	（6）入所希望について	P 10
6	入所（申請）後に必要な手続きについて	P 11
7	入所選考と結果通知について	P 12
	（1）入所選考時の減点	P 12
	（2）入所が決定した場合	P 12
	（3）入所が保留となった場合	P 12
	（4）第二希望の学童保育所に入所が決定した場合	P 13
8	退所について	P 14
	【間食費（おやつ代）について】	P 14
	【民間学童保育所について】	P 15
	【令和2年4月入所申請受付について】	P 16
●	令和2年度青梅市学童保育所入所申請書兼児童台帳（切り取り可）	1枚
●	就労証明書（切り取り可）	2枚

はじめに

学童保育とは、児童福祉法にもとづき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

1 指定管理者制度について

青梅市では、平成18年度から学童保育所に指定管理者制度を導入しています。

指定管理者制度とは、市に代わって、民間事業者が経験やノウハウ等を生かした創意工夫により「公（おおやけ）の施設」の管理運営をすることによって、利用者へのサービス向上や効率的な管理運営を図ることを目的とした制度です。

平成30年度に公募・選定をし、青梅市議会で議決された結果、令和元年度から令和5年度まで次の指定管理者が管理運営を実施します。

指定管理者	所在地	電話番号
社会福祉法人 青梅市社会福祉協議会	東京都青梅市東青梅 1-177-3	0428-22-1233
株式会社モアスマイルプロジェクト	東京都青梅市新町 4-18-9	0428-34-9603
知創株式会社	東京都青梅市新町 1-43-6	0428-78-3568
株式会社こどもの森	東京都国分寺市光町 2-5-1	042-571-4536

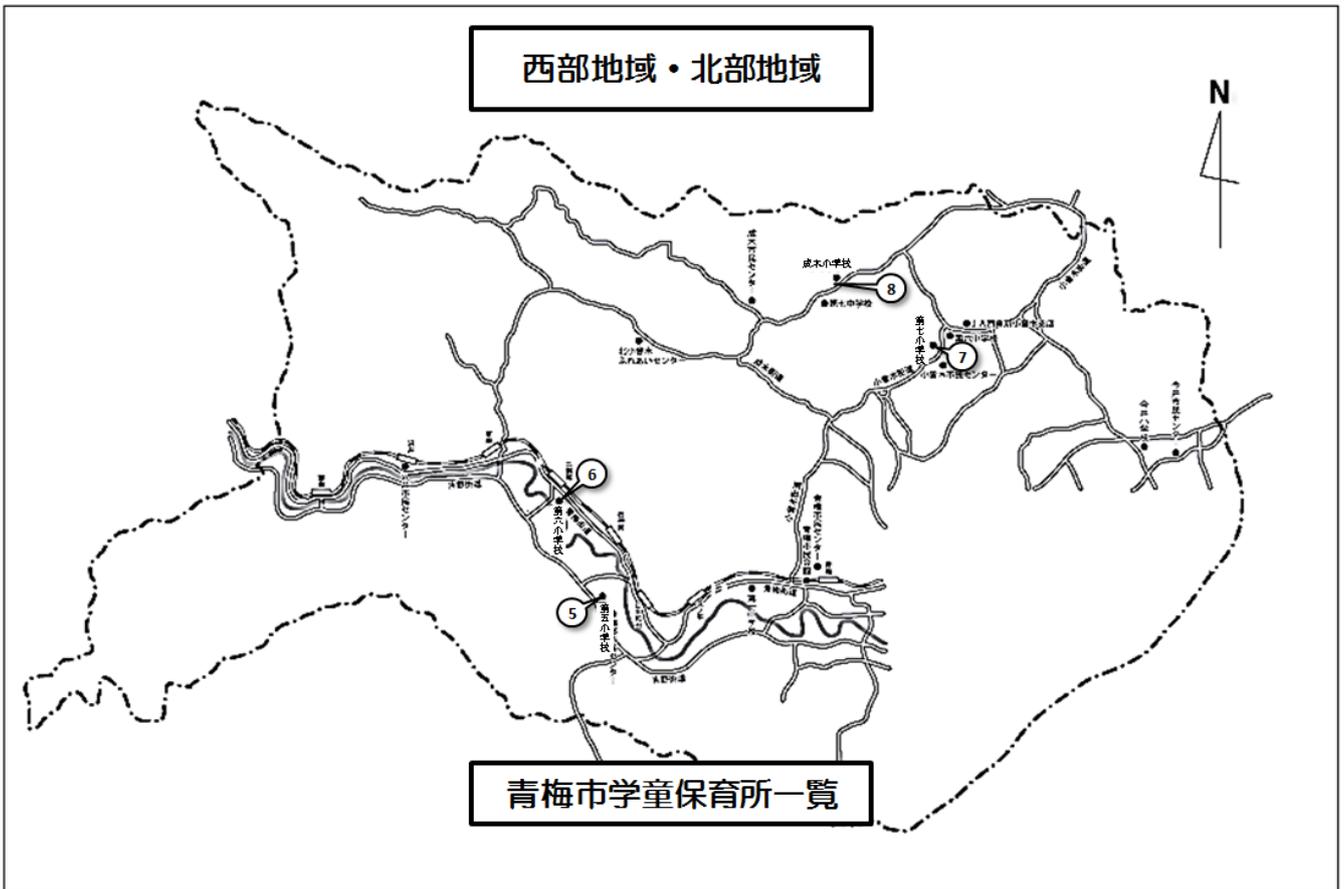
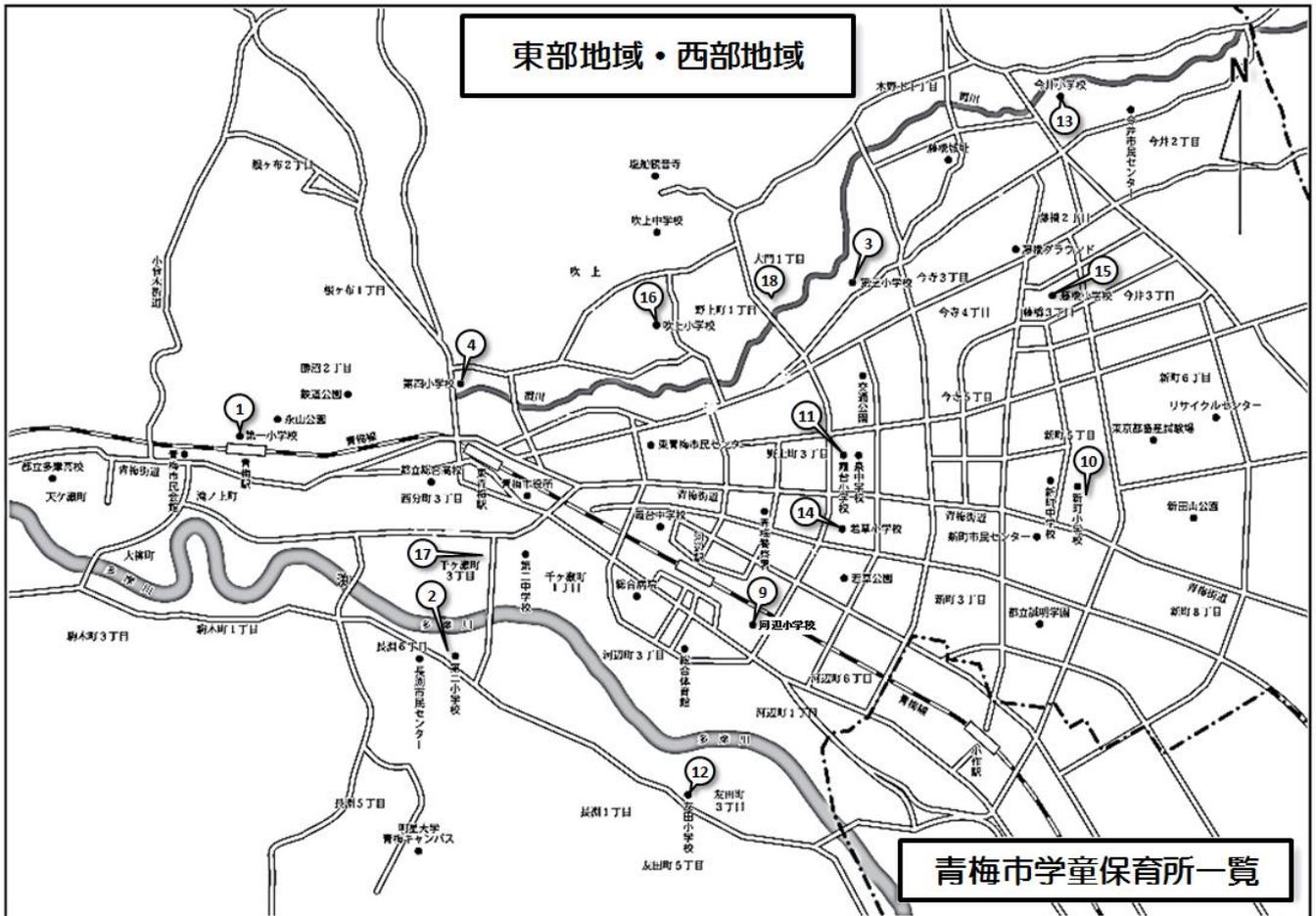
区分	学童保育所名	クラブ名	指定管理者
東部地域 長淵地区	第二学童保育所	第二こどもクラブ 千ヶ瀬こどもクラブ	社会福祉法人 青梅市社会福祉協議会
	友田学童保育所	友田こどもクラブ	
東部地域 大門地区	第三学童保育所	第三こどもクラブ 大門こどもクラブ	株式会社こどもの森
	吹上学童保育所	吹上こどもクラブ	
東部地域 東青梅地区	第四学童保育所	第四こどもクラブ	社会福祉法人 青梅市社会福祉協議会
東部地域 河辺地区	河辺学童保育所	河辺こどもクラブ	知創株式会社
	霞台学童保育所	霞台こどもクラブ	
	若草学童保育所	若草こどもクラブ	
東部地域 新町地区	新町学童保育所	新町こどもクラブ	株式会社モアスマイルプロジェクト
東部地域 今井地区	今井学童保育所	今井こどもクラブ	株式会社こどもの森
	藤橋学童保育所	藤橋こどもクラブ	
西部地域	第一学童保育所	第一こどもクラブ	株式会社こどもの森
	第五学童保育所	第五こどもクラブ	
	第六学童保育所	第六こどもクラブ	
北部地域 小曾木地区	第七学童保育所	第七こどもクラブ	社会福祉法人 青梅市社会福祉協議会
北部地域 成木地区	成木学童保育所	成木こどもクラブ	社会福祉法人 青梅市社会福祉協議会

※保育内容・施設管理等については、各指定管理者へ直接お問い合わせください。

2 青梅市学童保育所一覧

クラブ名	所在地		クラス	電話番号	定数
①第一こどもクラブ	本町 223	第一小内	A	080-4867-0938	37
			B	080-4867-0866	37
			C	080-4195-7353	37
②第二こどもクラブ	長淵 4-437		A	080-4867-0839	36
			B	080-4867-0593	36
			C	080-4195-7511	36
⑦千ヶ瀬こどもクラブ	千ヶ瀬町 2-262-13			080-4867-0782	60
③第三こどもクラブ	大門 2-317	第三小内	A	080-4867-0881	38
			B	080-4867-0977	38
			C	080-4867-1064	38
⑧大門こどもクラブ	大門 1-364-1		A	080-4867-1385	40
			B	080-4867-1422	40
			C	080-4866-8651	40
④第四こどもクラブ	東青梅 6-1-1	第四小内	A	080-4866-8648	38
			B	080-4195-8302	38
			C	080-4195-7479	38
⑤第五こどもクラブ	梅郷 3-765-1	第五小内	A	080-4866-8494	50
			B	080-4866-8195	50
⑥第六こどもクラブ	二俣尾 3-903-1	第六小内		080-4866-8303	38
⑦第七こどもクラブ	小曾木 3-1880-1	第七小内		080-4866-7865	37
⑧成木こどもクラブ	成木 3-423-1			080-4866-7918	29
⑨河辺こどもクラブ	河辺 5-24	河辺小内	A	080-4866-7960	50
			B	080-4866-8068	50
⑩新町こどもクラブ	新町 5-7-16		A	080-4866-8177	50
			B	080-4864-6488	50
	新町 5-7-15		第2	080-4864-6771	60
⑪霞台こどもクラブ	新町 1-35-1	霞台小内	A	080-4864-6522	50
			B	080-4864-5663	50
⑫友田こどもクラブ	友田町 5-332	友田小内		080-4864-6427	50
⑬今井こどもクラブ	今井 2-947-1	今井小内	A	080-4864-6237	36
			B	080-4864-6801	36
			C	090-3913-7310	36
⑭若草こどもクラブ	新町 1-15-1	若草小内	A	080-4864-5602	50
			B	080-4864-5453	50
⑮藤橋こどもクラブ	藤橋 3-13-1	藤橋小内	A	080-4864-7182	36
			B	080-4867-1923	36
⑯吹上こどもクラブ	吹上 176-1	吹上小内		080-4867-2043	37

※施設見学をご希望の場合は、各クラブへ直接お問い合わせください。



3 保育について

(1) 入所の対象

次の条件をすべて満たす児童が入所の対象です。

1	令和2年4月1日以降、青梅市内に居住する1年生から6年生の児童（転入予定を含む）
2	保護者が入所要件（8ページ）に該当する児童

(2) 特別な支援を必要とする児童

次の条件をすべて満たす児童が入所の対象です。

1	障害等の程度が軽く、ひとりで登所ができ、集団生活が可能な児童
2	学童保育所の職員による投薬や医療行為等を必要としない児童

※入所申請時、児童の診断書または手帳の写し等の添付が必要です。

※児童の診断書または手帳の写し等は、保育に必要な情報として指定管理者へ提供します。

※規定にもとづき、当該児童が入所するクラブに対して職員を加配します。

(3) 開所日

開所日は次のとおりです。

区分	開所日	開所時間
学校の開校日	月曜日から金曜日まで	授業終了後から午後6時まで
	土曜日 <u>(要登録)</u>	午前8時から午後6時まで
夏休み	月曜日から土曜日まで	午前8時から午後6時まで
春休み・冬休み	月曜日から金曜日まで	午前8時から午後6時まで
	土曜日 <u>(要登録)</u>	午前8時から午後6時まで

※日曜日・祝日および年末年始（12月29日から1月3日まで）は開所しません。

(4) 延長保育

午後6時から午後7時まで延長保育を実施します。

事前に市窓口または各学童保育所で申請をしてください。申請後、市が『利用の承認』を行い、「学童保育所延長保育利用承認通知書」を送付します。

利用形態	利用可能時間	費用
月額1	午後6時30分まで	月額1,000円
月額2	午後7時まで	月額2,000円
日額	午後7時まで	午後6時30分までの利用 1日100円
		午後6時31分以降も利用 1日200円

※延長保育を1日でも利用する場合は、申請が必要です。事前に申請をしていない場合は、利用した当日に各学童保育所で必ず申請をしてください。

※月額は、利用可能時間内であれば何度でも利用できます。ただし、利用がない月でも費用は発生します。

※利用形態の併用はできません。(月額1で午後6時30分を超えた場合、追加料金は発生しませんが、『遅刻』扱いとします。)

※利用形態の変更をする場合は、市窓口または各学童保育所で申請が必要です。申請後、「学童保育所延長保育利用承認通知書」を改めて送付します。なお、変更は申請をした月の翌月から適用を開始します。

※午後7時を超えて利用することはできません。

※利用可能時間を超えて利用した場合は、『遅刻』扱いのため、利用形態の変更、または『利用の承認』を取り消すことがあります。

(5) 土曜保育

次のクラブで土曜保育を実施します。

入所決定後、各クラブへ直接『登録』をしてください。登録方法等の詳細は、「学童保育所入所承認通知書」に同封します。

クラブ名	所在地	定数	指定管理者
第二Aこどもクラブ	長淵 4-437	36	社会福祉法人 青梅市社会福祉協議会
大門Aこどもクラブ	大門 1-364-1	40	株式会社こどもの森
成木こどもクラブ	成木 3-423-1	29	社会福祉法人 青梅市社会福祉協議会
新町Aこどもクラブ	新町 5-7-16	50	株式会社モアスマイルプロジェクト

※『登録』には、メールアドレスが必要です。

※原則、利用日前に指定管理者と面談を実施するため、利用日の前月までに『登録』をしてください。

4 費用について

(1) 基本費用

区分	対象	費用	納付方法
育成料	全員	月額5,000円	原則、口座振替
延長育成料	延長保育利用者	利用形態による(5ページ)	
間食費(おやつ代)	全員	月額1,500円	指定管理者による

※学童保育所の利用の有無ではなく、在籍に対して育成料が発生します。

※15日入所の場合、育成料および月額延長育成料は減額(半額)されます。

※間食費(おやつ代)は、学童保育所で提供するおやつ等にすべて充てられます。

※各指定管理者が実施する任意参加型のイベント等で、実費負担が発生する場合があります。

(2) 納付

育成料および延長育成料の納付は、原則、口座振替です。

区分	納期限(口座振替日)	例
育成料	当月末日	4月分の育成料は、4月末日
延長育成料	翌月末日	4月分の延長育成料は、5月末日

※末日が土曜日・日曜日または祝日の場合は、翌銀行営業日が口座振替日です。

※12月のみ、末日ではなく28日が口座振替日です。

※振替不能の場合は、『滞納』扱いため、督促状を送付します。

(3) 減免

次に該当する場合は、減免制度があります。

入所前に市窓口で申請をしてください。申請後、市が調査を行い、減免決定の場合は、「学童保育所育成料等減免決定通知書」を送付します。減免申請却下の場合は、「学童保育所育成料等減免申請却下通知書」を送付します。

対象	育成料	延長育成料	間食費	適用開始
2人以上の児童が入所している	減額(半額)	減額しない	減額しない	申請をした月の 翌月から適用
生活保護世帯	免除	免除	免除	
市民税非課税世帯	免除	免除	免除しない	
月の全日を欠席することを前月の20日までに届け出た	免除	免除	免除	
寡婦(寡夫)控除のみなし適用	免除	免除	免除しない	

(4) 減免の注意点

対象	注意点
共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数に該当する場合は、すべて申請をしてください。 ● <u>減免は申請をした月の翌月から適用を開始します。入所日からの適用を希望する場合は、入所に申請をしてください。</u>ただし、15日入所の方は、入所に申請をした場合に限り、申請をした月から適用を開始します。 ● <u>減免は申請をした月以前にさかのぼって適用はしません。</u>そのため、申請前の育成料等は納付する必要があります。また、納付済みの場合は、還付しません。
2人以上の児童が入所している	<ul style="list-style-type: none"> ● 最年少の児童を除き、すべての児童が減額の対象です。
生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 間食費の免除を希望する場合は、「学童保育所育成料等減免決定通知書」を各指定管理者へ提出してください。 ● 生活保護が廃止となった場合は、「学童保育所育成料等減免理由消滅届」の提出が必要です。提出しない場合は、その事実が発覚次第、未提出期間中の育成料等をさかのぼって納付する必要があります。
市民税非課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年4月から令和2年6月まで（前期）の育成料等は、令和元年度市民税が調査の対象です。 ● 令和2年7月から令和3年3月まで（後期）の育成料等は、令和2年度市民税が調査の対象です。 ● 令和2年1月2日以降に青梅市に転入した世帯が申請をする場合は、以前の居住地から発行される非課税証明書を添付してください。 ● 離婚後に申請をする場合は、父または母の当該年度市民税を調査の対象とします。 ● 世帯員の変更や税の修正申告等で課税世帯となった場合は、「学童保育所育成料等減免理由消滅届」の提出が必要です。提出しない場合は、その事実が発覚次第、未提出期間中の育成料等をさかのぼって納付する必要があります。 ● 市民税の申告をしていない場合は、調査ができないため、減免申請却下とします。申告後、課税（非課税）証明書を提出してください。 ● 課税世帯のため減免申請却下となった方で、その後税の修正申告等で非課税世帯となった場合は、市窓口へお越しください。
月の全日を欠席することを前月の20日までに届け出た	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院等のやむを得ない事情がある場合のみが対象です。特別な事情がある場合は、市窓口へお越しください。 <p>※原則、1か月のみの適用です。</p>
寡婦（寡夫）控除のみなし適用	<ul style="list-style-type: none"> ● 婚姻歴のないひとり親世帯が対象です。（寡夫の場合は、所得制限があります。） ● 申請者の戸籍全部事項証明書が必要です。

5 入所申請について

(1) 入所要件

入所申請をするために、保護者（父母）が必要な条件です。

要件	要件の詳細	添付書類
□ 就労	<p>●就労のため</p> <p>(1) 一日昼間4時間以上の勤務（休憩は除く）</p> <p>(2) 午後3時以降までの勤務（午後3時を含む）</p> <p>(3) 週3日または月12日以上勤務（日曜日は除く）</p> <p>※(1)～(3)をすべて満たすこと</p> <p>●夜勤等を含む、変則的就労のため</p> <p>(4) 一日4時間以上の勤務（休憩は除く）が、週3日または月12日以上（日曜日は除く）</p> <p>(5) (4)のうち、(1)と(2)を満たす勤務が、週2日または月8日以上（日曜日は除く）</p> <p>※(4)と(5)を両方満たすこと</p>	<p>○就労証明書</p> <p>※会社経営・個人事業主等の場合は、追加書類（9ページ）</p>
□ 就学	<p>●居宅外で就学（技能習得）のため</p> <p>一日昼間4時間以上（休憩は除く）、かつ、午後3時以降まで就学している日が、週3日または月12日以上（日曜日は除く）</p>	<p>○合格通知書等の在学中を証明する書類</p> <p>○カリキュラム等の就学時間がわかる書類</p>
□ 疾病	<p>●疾病による入院や通院等のため</p> <p>(1) 1か月以上、入院または自宅で寝たきり</p> <p>(2) 2週間に1回以上の通院が1か月以上</p> <p>※(1)か(2)のいずれかを満たすこと</p>	<p>○診断書（左記の要件の詳細を満たす記載があるものに限る）</p>
□ 障害	<p>●身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、愛の手帳（1～4度）の交付を受けているため</p>	<p>○手帳の写し（級数等の記載面）</p>
□ 介護看護	<p>●身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、愛の手帳（1～4度）、要介護認定証（要介護1以上）の交付を受けている親族等の介護看護のため</p>	<p>○介護看護が必要な親族等の手帳または認定証（級数等の記載面）の写し</p>
□ 出産	<p>●母親の出産のため</p> <p>※出産予定月とその前後2か月の合計5か月</p> <p>※その後、他の要件に該当しない場合は退所</p>	<p>○母子手帳（出産予定日の記載面）の写し</p>
□ 求職	<p>●求職中のため</p> <p>※連続して3か月（年度内に1回限り）</p> <p>※その後、就労要件に該当しない場合は退所</p>	
□ 災害	<p>●災害等で家屋が被災し、復旧が必要なため</p>	<p>○被災を証明する書類</p>
□ 不存在	<p>●死亡、行方不明、拘禁等のため</p>	<p>○不存在を証明する書類</p>

※保護者（父母）が入所要件に該当しない場合は、申請をすることができません。

※入所申請日ではなく、入所希望日に要件に該当している必要があります。

※出産等により要件を変更する場合、または退職等により要件が消滅した場合は、市窓口で手続きが必要です。手続きをしない場合、または就労調査で要件の確認ができない場合は、『入所承認』を取り消します。

(2) 会社経営・個人事業主等の方

就労する保護者が会社経営・個人事業主等の場合は、就労証明書のほか、次の追加書類のうち該当するものを添付してください（一部）。

追加書類	対象
開業届の写し	税務署に届け出をした方
保健所等が発行する許可証等の写し	飲食店、美容院、医院等の開業のため保健所等に申請をした方
契約書の写し	個人契約をして就労している方
受注票や納品書の写し	業務上、やり取りがある方
広告（チラシ）、ホームページ、ブログの写し	会社の所在地・屋号、および営業時間・診療時間等を記載したものを使用している方

※入所申請に必要なないマイナンバー等の個人情報が記載されている場合は、見えないように処理をしてください。

(3) 添付書類の注意点

対象	注意点
<u>同居の祖父母が入所要件に該当する場合</u>	<u>祖父母の添付書類が必要</u>
同居の祖父母が入所要件に該当しない場合	祖父母の添付書類は不要
<u>同居の祖父母が会社経営・個人事業主等に該当する場合</u>	<u>祖父母の追加書類が必要</u>
祖父母を除く、児童のおじ・おば等親族が同居している場合	親族の添付書類は不要
兄弟等、2人以上の児童が同時に入所申請をする場合	父母の添付書類は一部ずつで可
保護者（父母）が単身赴任中で同居していない場合	単身赴任中の保護者（父母）の就労証明書も必要
保護者（父母）が日本国外で就労している場合	保護者（父母）が日本国外で就労していることを証明する書類が必要
単身赴任を除き、相手方（父または母）と同居していない場合	相手方（父または母）の添付書類が必要
相手方（父または母）と離婚調停中の場合	相手方（父または母）の添付書類は不要 離婚調停中を証明する書類が必要
ひとり親で事実婚状態（異性と同居）の場合	相手方の添付書類は不要
DV等その他の理由で相手方（父または母）の添付書類が用意できない場合	用意できないことを証明する書類が必要

※必要な添付書類を確認するため、家庭状況等を詳しくお伺いする場合があります。

※家庭状況等によっては、追加で添付書類が必要な場合があります。

(4) 入所申請に必要な書類

入所申請をする場合は、次の書類を用意し、市窓口で申請をしてください。市窓口以外（郵送、学童保育所、日曜窓口等）で申請はできません。

入所申請に必要な書類	対象	入所方法
令和2年度青梅市学童保育所入所申請書兼児童台帳	全員（申請する児童ひとりにつき1枚）	市窓口 市ホームページ
就労証明書	就労要件で申請の方	市窓口 市ホームページ
添付書類（入所要件を証明する書類）	就労要件以外で申請の方	市窓口、各個人で用意 市ホームページ（一部）
追加書類	会社経営・個人事業主等の方	各個人で用意
児童の診断書または手帳の写し等	特別な支援を必要とする児童	各個人で用意
児童扶養手当証書の写し	児童扶養手当を受給しているひとり親世帯	各個人で用意
令和2年度青梅市学童保育所入所申請受付確認書	全員	入所申請時、市窓口で配付 ※事前準備は不要

※入所申請に必要な書類が不足、または内容に不備がある場合は、受付できません。

※入所申請に必要な書類を用意するための費用は、自己負担です。

※児童の診断書または手帳の写し等を令和元年度入所時に提出している場合、または就学相談等で青梅市教育員会へ提出している場合は、提出済みのもので代用できるため、改めて用意する必要はありません。

(5) 年度途中の入所申請

令和2年4月2日以降の入所は、入所申請日によって入所日が異なります。

入所申請日	入所日
毎月1日から15日までの間	翌月1日入所
毎月16日から末日までの間	翌月15日入所

※詳細は、令和2年3月1日以降に市窓口および市ホームページで公開します。

※入所申請時、希望する学童保育所の定数に空きがない場合は、すぐに入所することができません。

(6) 入所希望について

第二希望まで申請をすることができます。第二希望は強制ではないため、必要ならのみ申請をしてください。なお、AやBなどクラスの希望はできません。

6 入所（申請）後に必要な手続きについて

次の変更があった場合は、市窓口で手続きが必要です。

対象の変更	必要な手続き
転職した場合	就労証明書の再提出
提出済みの就労証明書の内容（社名、勤務地、就労形態、就労日数、就労時間等）に変更があった場合	
退職・休職した場合	入所要件変更の手続き
産休取得・出産予定の場合	
入所要件を証明する添付書類（診断書、手帳、認定証等）の内容に変更があった場合	添付書類の再提出
提出済みの「青梅市学童保育所入所申請書兼児童台帳」の内容に変更があった場合	「青梅市学童保育所入所申請書兼児童台帳変更届」の提出
住所の変更（別居等を含む）	
結婚や離婚による申請者（保護者）の変更	
児童の障害（有無）の変更	
出生・転居等による児童の同居者の変更	
入所を希望する学童保育所の変更	
減免対象の方が、結婚等により課税世帯となった場合	「学童保育所育成料等減免理由消滅届」の提出

※変更の事実があったにもかかわらず手続きをしない場合は、その事実が発覚次第、『入所承認』を取り消すことがあります。また、減免対象の方が提出しない場合は、未提出期間中の育成料等をさかのぼって納付する必要があります。

7 入所選考と結果通知について

(1) 入所選考時の減点

入所申請時に育成料等を滞納している場合（過去に入所していた時や兄弟分を含む）、または前年度入所時に出席率が低い場合は、入所選考において減点をします。

また、複数回にわたり督促状等を発行されている場合、または延長保育で午後7時を超える『遅刻』を繰り返している場合は、入所選考に影響します。

(2) 入所が決定した場合

入所選考の結果、入所が決定した場合は、「学童保育所入所承認通知書」を送付します。

1 入所する場合

通知に同封する書類を確認し、必要な手続きをしてください。

2 入所決定後、入所を辞退する場合

期限（令和2年4月1日以降は入所日前日）までに市窓口へ「学童保育所入所辞退届」を提出してください。提出がない場合は、そのまま入所となるため、利用の有無に関わらず育成料が発生します。

(3) 入所が保留となった場合

希望する学童保育所の定数に空きがない場合は、「学童保育所入所保留通知書」を送付します。

1 保留（待機）となり入所を待つ場合

特に手続きの必要はありません。退所等で希望する学童保育所の定数に空きができた場合は、保留（待機）の方の中から入所選考を行い、入所が決定した場合は、「学童保育所入所承認通知書」を送付します。

2 別の学童保育所に希望を変更する場合

市窓口へ「青梅市学童保育所入所申請書兼児童台帳変更届」を提出してください。

3 入所の必要がなくなり、申請を取り下げる場合

民間学童保育所の利用等で入所の必要がなくなった場合は、市窓口へ「学童保育所入所辞退届」を提出してください。

提出がない場合は、保留（待機）となっているため、入所が決定した場合に通知を送付します。入所決定後に辞退をする場合は、その提出期限が非常に短いため、必要がなくなった時点で提出をしてください。

(4) 第二希望の学童保育所に入所が決定した場合

入所選考の結果、第一希望ではなく第二希望の学童保育所に入所が決定した場合は、第二希望の「学童保育所入所承認通知書」のみ送付します。このとき、第一希望の「学童保育所入所保留通知書」は送付しませんが、自動的に第一希望の保留（待機）となります。

1 第二希望に入所する場合

通知に同封する書類を確認し、必要な手続きをしてください。

2 第二希望に入所決定後、その決定を辞退し、第一希望のみ入所を希望する場合

期限（令和2年4月1日以降は入所日前日）までに市窓口へ第二希望の「学童保育所入所辞退届」を提出してください。提出がない場合は、そのまま入所となるため、利用の有無に関わらず育成料が発生します。

3 第二希望に入所決定後または入所中に、第一希望へ入所の必要がなくなった場合

入所決定後の場合は期限（令和2年4月1日以降は入所日前日）までに、入所中の場合は必要がなくなった時点で、市窓口へ第二希望の「学童保育所入所辞退届」を提出してください。

提出がない場合は、第一希望の保留（待機）となっているため、第一希望の入所が決定した場合に、通知を送付します。入所決定後に辞退をする場合は、その提出期限が非常に短いため、必要がなくなった時点で提出をしてください。

4 第二希望に入所中、第一希望の入所が決定した場合

第二希望に入所中も、随時、第一希望の入所選考を行い、入所が決定した段階で、第一希望の「学童保育所入所承認通知書」を送付します。通知に同封する書類を確認し、必要な手続きをしてください。第二希望の「学童保育所退所届」を提出する必要はありませんが、第一希望の延長保育や減免等の申請は再度必要です。

第一希望の入所決定を辞退することもできますが、入所中の第二希望に保留（待機）の方がいる場合に限り、その方の入所が決定しているため辞退はできません。

8 退所について

年度途中に退所を希望する場合は、退所を希望する月の20日（土曜日・日曜日または祝日の場合は、直前の平日）までに、市窓口へ「学童保育所退所届」を提出してください。月途中の退所はできないため、退所月の育成料等は発生します。

令和3年3月まで利用する場合、提出の必要はありません。

間食費（おやつ代）について

青梅市学童保育所では、間食費（おやつ代）として、月額1,500円をご負担いただき、間食等を提供しております。昭和53年4月に現行の月額1,500円として以降、皆様のご期待に添うべく、これまで月額料金の据え置きに尽力してまいりました。

しかし、近年の仕入れ価格等上昇の影響から、これまで提供してきたおやつ¹の量・質を維持することが大変難しくなっております。

令和2年度はこれまでどおりの月額料金でおやつを提供いたしますが、市では今後、質・量の確保をするべく、月額料金の改定について検討をしております。

利用者各位におかれましては、何卒ご理解をいただきたく、お願い申し上げます。



【民間学童保育所について】

青梅市は、待機児童対策として、民間事業者の学童保育事業への参入を促進しています。

民間事業者は、国や市が定める基準を満たし、青梅市から事業者番号の通知・補助金の交付を受け、民間学童保育所を運営しています。また、入所申請等すべての業務は民間事業者が行っています。

詳細は、各事業者へ直接お問い合わせください。

※青梅市学童保育所の入所選考は、民間学童保育所の利用に影響されません。

(1) ほうかごNICOLAND

事業者	株式会社モアスマイルプロジェクト
所在地	青梅市新町 4-18-9 新町桜株交差点から小作駅方面へ徒歩約1分
電話番号	0428-34-9603
ホームページ	http://www.moresmileproject.com/gakudou/
定数	40名
育成料	月額5,000円 ※延長育成料は、直接お問い合わせください
間食費	月額2,500円
事業者より	<ul style="list-style-type: none"> ★手作りおやつが子どもたちに大好評です。 ★20時まで延長ができます。(別途100円で補食あり。) ★新町小1年生は1学期の間スタッフが登所指導に行きます。 ★年間を通して、遠足、流しそうめん、川遊び、お泊まり会など、子どもたちが主体となった様々なイベントをご用意しています。

(2) オルオルネクストかべ

事業者	知創株式会社
所在地	青梅市河辺町 5-23-7 河辺小から河辺駅方面へ徒歩約30秒
電話番号	0428-78-3568
ホームページ	http://oluolu.tiso.co.jp/
定数	36名
育成料	月額5,000円 ※延長育成料は、直接お問い合わせください
間食費	月額2,000円
事業者より	<p>少人数クラスで、きめの細かい支援を行っております。</p> <p>室内にボルダリングウォールが設置されており、雨の日でも元気いっぱい運動が出来ます。また、併設された放課後デイのお友達との交流会、季節のイベント、月に一度のお誕生会、和菓子の日なども実施しております。</p>

【令和2年4月入所申請受付について】

(1) 受付

受付場所	<u>青梅市子育て推進課（市役所1階12番窓口）</u>
必要なもの	1 入所申請に必要な書類（10ページ） 2 朱肉を使用する印鑑

※市窓口以外（郵送、学童保育所、日曜窓口等）で申請はできません。

※入所申請に必要な書類が不足、または内容に不備がある場合は、受付できません。

(2) 受付日

入所を希望する学童保育所が指定されている受付日の受付時間内に申請をしてください。（受付時間外に申請はできません。）

令和2年4月入所申請受付（16日間）		
受付日	受付時間	入所を希望する学童保育所
12月 2日(月)	8:30~17:15	成木・新町・今井・藤橋
12月 3日(火)	8:30~17:15	第三・大門・吹上
12月 4日(水)	8:30~17:15	河辺・霞台・若草
12月 5日(木)	8:30~17:15	第一・第五・第六・第七
	17:15~20:00（臨時窓口） ※混雑が予想されます	指定はありません
12月 6日(金)	8:30~17:15	第二・千ヶ瀬・第四・友田
12月 9日(月)	8:30~17:15	第一・第五・第六・第七
12月10日(火)	8:30~17:15	成木・新町・今井・藤橋
12月11日(水)	8:30~17:15	第三・大門・吹上
12月12日(木)	8:30~17:15	第二・千ヶ瀬・第四・友田
	17:15~20:00（臨時窓口）	指定はありません
12月13日(金)	8:30~17:15	河辺・霞台・若草
12月15日(日)	8:30~17:15（臨時窓口）	指定はありません
12月16日(月)	8:30~17:15	第二・千ヶ瀬・第四・友田
12月17日(火)	8:30~17:15	河辺・霞台・若草
12月18日(水)	8:30~17:15	第一・第五・第六・第七
12月19日(木)	8:30~17:15	成木・新町・今井・藤橋
	17:15~20:00（臨時窓口）	指定はありません
12月20日(金)	8:30~17:15	第三・大門・吹上

※指定の受付日に申請ができない場合は、別の受付日に申請をしてください。

※受付日の受付時間内であれば、申請日は入所選考に影響しません。